

ミズノグループ人権方針

ミズノグループは、「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」という経営理念に基づき、グローバルに事業を展開しています。当社グループは、職場における人権尊重を旨として、3つのF（フェアプレー、フレンドシップ、ファイティング・スピリット）を大切にし、従業員との関係において公正な雇用慣行を支え、労働環境の安全性を追求しています。労働時間、報酬、労働組合選択権及び団体交渉権、労働条件その他を含む労働者の権利を不当に侵害しないよう、当社グループが事業展開する国々のあらゆる労働関連法規に従い、世界人権宣言を含む労働関連宣言を尊重します。また、従業員の背景、思想、文化の差異と多様性を認識し尊重していきます。その上で、個人が尊厳と公正さと尊敬の念をもって扱われるような職場作りを目指していきます。

上記のポリシーのもと、当社グループは、事業を行う過程やバリューチェーンにおいて、直接的または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、事業に関わるすべての人々の人権を尊重するため、「ミズノグループ人権方針」（以下、本方針）をここに決めました。人権尊重の取り組みを推進し、継続的な改善を実行しながら、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

1. 人権に関する国際規範や国際基準の遵守

ミズノグループは、世界人権宣言やILO中核的労働基準を含む労働関連の国際行動規範を尊重しています。また、世界的に採択・合意された普遍的な価値として国際社会で認められている国連グローバルコンパクトの定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則の一連の本質的な価値観を容認し、支持し、実行に移すよう努めていきます。

2. 本方針の適用範囲

本方針は、ミズノグループのすべての役員及び従業員に適用します。また、当社グループは、当社商品やサービスに関わるすべての取引先に対して本方針を支持することを期待し、当社商品の製造を委託するサプライヤーに対しては本方針を理解・遵守することを求めます。

3. 社内規定との関連性

ミズノグループは、企業が社会的責任を果たすためには、従業員一人一人があらゆる事業活動において、法令遵守と企業倫理を徹底することが重要と考えてお

り、すべてのステークホルダーから信頼され必要とされる企業を目指すための行動指針として、「ミズノ倫理規範」を定めています。また、「サステナビリティ基本理念」を定め、人々がより豊かで快適な生活をおくるため、誠実な事業活動を通して、国・民族を超えて、すべての人々に対して、より良いスポーツ品や、スポーツができる場と機会を提供するよう努めていきます。

4. サプライチェーン等における人権尊重の責任

ミズノグループは、「良いモノづくり」とは、製品が安全・安心、かつ高品質であることはもちろん、その生産工程において人権、労働、環境面などが国際的な基準からみて適切であることが重要であると考えています。従って、当社グループは、社会的責任に関する国際的なガイダンスである ISO26000 の観点を加えた「ミズノ CSR 調達行動規範」を定め、当社グループの考えをサプライヤーにも伝えるとともに、同規範に定める内容を遵守することを要請しています。さらに、工場で働く労働者が同規範の内容を理解できるよう、主要な工場が所在する各国の言語に翻訳した「ミズノ CSR 調達行動規範」を各工場の見やすい場所に掲げることを求めています。また、サプライヤーに同規範の内容を理解していただいた上で、人権、労働安全衛生、環境などの取り組みに問題があれば指摘し、是正を求める CSR 調達監査を継続的に取り組んでいきます。

5. ステークホルダーとの対話・協議について

ミズノグループは、人権への直接的または間接的な負の影響について、影響を受ける、あるいは受ける可能性のあるステークホルダーと対話および協議を行います。

6. 人権侵害事象が発生した場合の是正プロセス

ミズノグループが人権に対する負の影響を直接的に起こした場合、負の影響が発生することを助長した場合、またはミズノグループの事業や製品と直接関連する人権への負の影響を起こした場合、国際基準に基づいた適切な手段による是正の働きかけ等により、負の影響の防止・軽減に努めていきます。

7. 情報開示

ミズノグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの進捗状況および結果を、ウェブサイト等で開示します。

8. 教育・研修

ミズノグループは、本方針をすべての事業活動に浸透させ、確実性を持って実行

していくため、役員および従業員に対して、必要な教育および能力開発を行っていきます。

9. 事業活動に関わる人権課題

ミズノグループは、事業活動に関わる下記の人権課題への取り組みが、責任ある事業慣行の重要な要素であると認識しています。

(1) 差別、ハラスメントの排除

ミズノグループは、あらゆる差別的取り扱い、ハラスメント、いやがらせに触れる行為は行いません。

(2) 児童労働、強制労働の禁止

ミズノグループは、児童労働、強制労働、奴隷労働、および人身売買による労働を認めていません。

(3) 労働基本権の尊重

ミズノグループは、結社の自由、ならびに労働者の団結権および団体交渉権をはじめとする労働基本権を保証します。

(4) 労働条件・職場環境への配慮

ミズノグループは、労働条件など労働に関する法令を遵守します。また、安全で衛生的な職場環境の維持改善に努めます。サプライヤー等に対しても、労働に関する法令の遵守および適切な職場環境の配慮を要請します。

(5) 安全・安心で健康的な労働環境の整備

ミズノグループは、安全かつ衛生的で従業員が安心して働ける職場環境を整備し、従業員の心身の健康保持・増進を支援します。

本方針は、ミズノ株式会社の取締役会の承認を得ており、代表取締役社長により署名されています。

制定：2023年4月25日

ミズノ株式会社 代表取締役社長

